

# 東京都キャップ&トレード制度の改定を受けて

## 第2計画期間における制度改定のポイント

橋本 幸夫 Yukio Hashimoto

CSR・環境事業部

上席コンサルタント

### はじめに

東京都では、2010年度から地球温暖化対策として、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「キャップ&トレード制度」、以下「本制度」）」を導入し、2015年度に改定した。本制度は、東京都内の温室効果ガス排出総量削減の実現を目的としたものである。本制度の対象は、都内に所在するオフィスビル、商業施設、宿泊施設およびデータセンター等といった建物・施設の中でも、年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上の、いわゆる大規模事業所（以下「事業所」）であり、これらの事業所に、温室効果ガス排出総量を6%または8%削減することを義務付けている。

本制度で設けられた温室効果ガス削減期間である第1計画期間（2010～2014年度）は2015年3月に終了し、新たな削減期間として、2015年度から第2計画期間（2015～2019年度）が開始された。第1計画期間中に発生した原発事故による電源構成の変化や、再生可能エネルギーの普及等といった周辺環境の変化等を踏まえ、第2計画期間では、新たな規定・事項が適用されている。本制度の改定を受け、2015年4月に「東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」の改訂版が東京都環境局から公表された。

本稿では、関係する対象事業所が削減義務を履行するに当たり、重要であり、効率的・効果的な取組みに繋がる項目と考えられる本制度の改定項目として、以下の3つの改定点にポイントを絞り概説する。

- (1) 事業所範囲を変更できる仕組み
- (2) 燃料等使用量の算出方法
- (3) 低炭素電力および低炭素熱使用の場合の算出方法

### 1. 事業所範囲を変更できる仕組み

まずは、事業所範囲を変更できる仕組みについて整理する。本制度の第1計画期間では、東京都から「指定地球温暖化対策事業所」に指定を受けた後は、事業所範囲を変更する仕組みがなかった。「指定地球温暖化対策事業所」とは、燃料・熱・電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所を指す。第1計画期間では、事業所の範囲が規定上変更不可能であったことで、対象事業所は、当該事業所の活動を維持する上で大きな影響を受ける可能性があった。しかし、第2計画期間からは、所定の条件を満たした場合、あるいは満たさなくなった場合は、事業所範囲を変更できる仕組みが導入された（表1）。

指定地球温暖化対策事業所の指定対象となる事業所は、「建物」または「施設」<sup>1</sup>を指している。さらに、複数の事業所であっても、表1の条件に合致する場合、一つの事業所とみなされる。この条件は、第1計画期間・第2計画期間ともに同じである。

表1 事業所範囲の条件<sup>2</sup>

エネルギー管理の連動性	「エネルギー管理の連動性」とは、電気、熱または燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。
隣接の建物等	隣接する建物等のうち、下記を満たす場合（隣接とは、それぞれの建物等が同一敷地内、または隣接する敷地内の関係にある状態をいう。） 1) 共通の所有者が存在する。 2) 主たる使用者が同一である。（施設の場合は対象外）
近接の建物等	近接する建物等のうち、下記を満たす場合（近接とは、それぞれの建物等の敷地が道路・水路を挟んだ関係にある状態をいう。） 1) 共通の所有者が存在する。 2) 主たる使用者が同一である。（施設の場合は対象外）

また、事業所範囲を確定するフローは第1計画期間と同様、以下の通りである（図1）。

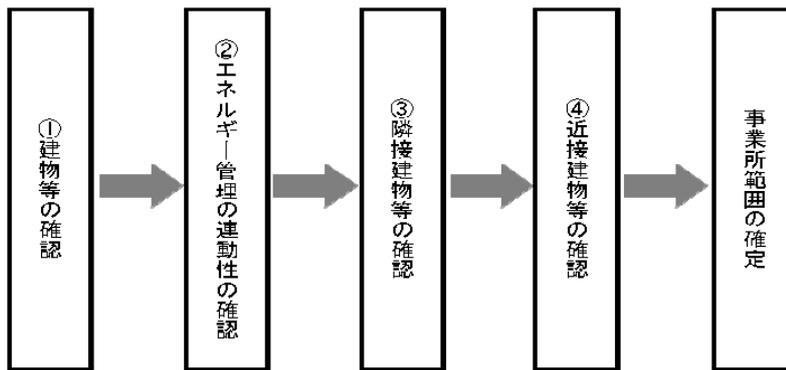


図1 事業所範囲確定フロー<sup>3</sup>

図2はあるビル（Xビル）が指定地球温暖化対策事業所に指定されたことを想定した図である。隣接するYビルは、表1の「隣接の建物等」に該当し、事業所範囲に含まれる。第1計画期間内では、ビル所有者の変更により、隣接の建物等の条件を満たさなくなった場合でも、事業所範囲を変更する仕組みが無く、継続して指定地球温暖化対策事業所として管理する必要があった。しかし、今回の改定により、エネルギー管理の連動性または所有の状況等の変更により事業所範囲の条件を満たさなくなった場合は、変更を申請することが可能となった。また、新たに一つの事業所とみなす条件を満たすことになった場合も同様である。

<sup>1</sup> 「建物」とは建築基準法上の建築物、「施設」とはエネルギーを消費して、所定の目的・機能を果たす一連の工作物を指す。

<sup>2</sup> 東京都環境局.”東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン.” 2015, p15~22, [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/guideline\\_tokutei\\_haishutsusantei\\_150401.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/guideline_tokutei_haishutsusantei_150401.pdf) (アクセス日: 2015年7月16日) をもとに当社作成。

<sup>3</sup> 同上。

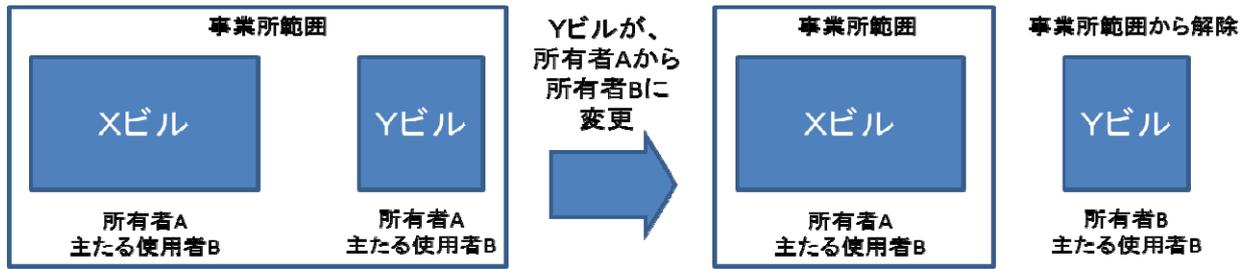


図 2 事業所範囲の変更例<sup>4</sup>

ただし、当該事業所範囲の変更手続きは任意となっている。そのため、エネルギー管理の連動性または所有の状況等の変更により複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合等でも、事業所の判断により、第1計画期間と同様の事業所範囲とすることも可能である。また、事業所範囲の変更に遡及措置はなく、事業所範囲変更を申請する期間は、毎年度の4月1日から9月30日までであり、申請年度より事業所範囲が変更となる。

現在、同じ事業所範囲としている複数のビルでも、所有者が異なる等により、省エネ・温室効果ガス削減推進体制、対策設備導入投資計画および実際の取組みが一体的に実施しがたい場合も推察される。今回の改定内容に基づいた事業所範囲の変更を行うことにより、第2計画期間における温室効果ガス削減計画等および削減活動等の実際の取組みが、より一体的に実施することが可能となり、効率的・効果的に温室効果ガスが削減されるものと考えられる。

## 2. 燃料等使用量の算出方法

次に、燃料等使用量の算出方法に係る変更点を整理する。燃料等使用量は、温室効果ガスの排出量の算出に必要なものである。本制度における燃料等使用量の把握は、領収書・請求書等の購買伝票等での把握を原則としているが、一部要件を満たした場合、実測による把握も許容されている。この実測による把握の要件とは、購買伝票等により把握が不可能、かつ、取引または証明に使用可能な計量器（以下「特定計量器」<sup>5</sup>）での計測に限られている。第1計画期間では、特定計量器の取扱いに緩和措置が設けられており、特定計量器ではない計量器による実測が認められていたが、この措置が第1計画期間で終了した。緩和措置の適用の有無と適用可能期間を表2に示す。

これによると、適用可能期間は、指定地球温暖化対策事務所のステータスにより異なる。第2計画期間においても、削減義務のない指定地球温暖化対策事業所である場合は、第1計画期間同様の緩和措置が適用される。他方、指定地球温暖化対策事業所のうち、前年度の燃料、熱及び電気の使用量が3か年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、原油換算で年間合計1,500kL以上となり、第2計画期間の当該年度において新たに「特定地球温暖化対策事業所」に指定される場合には、これらの緩和措置を受けることはできない。

<sup>4</sup> 当社作成。

<sup>5</sup> 計量法（平成4年法律第51号）では、特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したものをを用いることを義務付けている。このため、実測の際に特定計量器を使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。

表 2 緩和措置の適用可能期間<sup>6</sup>

(第1計画期間に特定地球温暖化対策事業所に指定された場合)

	第1計画期間					第2計画期間				
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ステータス	指定	指定	指定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定
説明	「緩和措置」適用あり 特定計量器ではない計量器での実測が可能					「緩和措置」適用なし 特定計量器での実測、または特定計量器ではない計量器では保守的な算定				

(第2計画期間に特定地球温暖化対策事業所に指定された場合)

	第1計画期間					第2計画期間				
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ステータス	—	—	—	—	指定	指定	指定	特定	特定	特定
説明	「緩和措置」適用あり。 特定計量器ではない計量器での実測が可能 2015・2016年度においても保守的な算定は不要					「緩和措置」適用なし 特定計量器での実測、または特定計量器ではない計量器では保守的な算定				

「指定」：指定地球温暖化対策事業所  
「特定」：特定地球温暖化対策事業所

また、第2計画期間での燃料等使用量の把握は、原則として、特定計量器での実測に限り認められている。しかしながら、やむを得ず、特定計量器ではない計量器で実測する場合は、保守的な算定を行うことと定められている。保守的な算定とは、特定計量器ではない計量器で実測した場合、実測した燃料等使用量に 1.05 または 0.95 を乗じて算定する方法である。保守的な算定の適用に関して、算定対象となる温室効果ガス排出活動の種別<sup>7</sup>により以下に整理した (表 3)。

表 3 保守的な算定の適用範囲および算定方法<sup>8</sup>

算定対象となる温室効果ガス排出活動	保守的な算定の適用範囲	保守的な算定方法
事業所の算定対象として算定すべき温室効果ガス排出活動		
他人から供給されたエネルギー使用量	適用有り	実測した燃料等使用量に 1.05 を乗じて算定する。
事業所内で利用される移動体	適用有り	同上
事業所の算定対象から除く温室効果ガス排出活動		
住宅用途への供給 (電気使用量等)	適用有り	実測した燃料等使用量に 0.95 を乗じて算定する。
他事業所へのエネルギー供給量 (熱および電気)	適用有り	同上
事業所外で利用される移動体	適用有り	同上
事業所の算定対象から除くことができる温室効果ガス排出活動		
工事のための燃料等の使用	適用無し	保守的な算定はできないため、特定計量器による実測以外の場合は事業所範囲に含めることとなる。
再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分による削減量算定		
再生可能エネルギー (太陽光発電等) による発電を自家消費した場合の削減量	適用無し	保守的な算定はできないため、特定計量器による実測以外の場合、削減量算定はできないこととなる。

対象事業所は、表 3 の通り、保守的な算定を適用すべきか否かを判断の上で、本制度において規定された条件に基づいた所定の定数を乗じた温室効果ガス排出量の算定が必須となる。

<sup>6</sup> 東京都環境局.”東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン.”2015, p57~60, [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/guideline\\_tokutei\\_haishutsusantei\\_150401.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/guideline_tokutei_haishutsusantei_150401.pdf) (アクセス日：2015年7月16日) をもとに当社作成。

<sup>7</sup> 他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量などの場合は、実測した燃料等使用量に 1.05 を乗じて算定する。住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量などの場合は、実測した燃料等使用量に 0.95 を乗じて算定する。

<sup>8</sup> 脚注 6 と同じ。

### 3. 低炭素電力および低炭素熱使用の場合の算出方法

最後に、低炭素電力および低炭素熱使用の場合の算出方法について整理する。

#### 3.1. 低炭素電力の選択

一般的に、電力使用量から排出される温室効果ガスの値を算出する際、排出係数を用いるが、第2計画期間より、(他人から供給された) 電気の排出係数が下表のように変更となった。

表 4 (他人から供給された) 電気の排出係数<sup>9</sup>

第1計画期間	第2計画期間
0.382 [t-CO <sub>2</sub> /千 kWh]	0.489 [t-CO <sub>2</sub> /千 kWh]

基本的には、第2計画期間は、表4の排出係数を用いて温室効果ガス排出量を算出する。しかし、そもそも、排出係数は一般電気事業者および特定規模電気事業者(以下「電気供給事業者」)ごとに異なるものである。これは、電気供給事業者により、単位当たりの供給電力に係る温室効果ガス排出量が異なるためである。第1計画期間では、どの電気供給事業者から電気を供給されていても排出係数は上表の値を用いることとなっていた。第2計画期間では、東京都環境局が公表している「低炭素電力認定電気事業者一覧」に掲載された電気供給事業者から供給された電気による温室効果ガス排出量は、一定の範囲で、「低炭素電力受け入れによる削減量」を減じることが可能となった。2015年4月1日現在東京都環境局のウェブサイトにて公表されている低炭素電力認定電気供給事業者は以下の通りである(表5)。

表 5 低炭素電力 認定電気事業者一覧(五十音順)<sup>10</sup>

事業者名	排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /千 kWh) <sup>9)</sup>	再エネ導入率 <sup>9)</sup>	所在地	問合せ先
株式会社 うなかみの大地	<b>0.368</b>	<b>53.1%</b>	東京都新宿区大久保二丁目2番6号 ラクアス東新宿5階	● 新電力事業所 ◇ TEL: 03-6233-9274 ◇ E-mail: sindenryoku@unakami-daichi.com
				事業者からお客様へのメッセージ ・地球温暖化防止や脱原発を実現し、持続可能な社会を構築するために、私たちはバイオマス(地域資源循環型)・小水力・太陽光の発電所から重点的に電力の仕入れを行っています。
株式会社 G-Power	<b>0.000</b>	<b>100.0%</b>	東京都港区六本木一丁目8番7号	● 小売営業チーム ◇ TEL: 03-5544-8672 ◇ E-mail: eigo@f-power.co.jp
				事業者からお客様へのメッセージ ・当社は、新電力大手企業である株式会社F-Powerの関連会社として、CO <sub>2</sub> フリー(排出係数ゼロ)の電力をお客さまへお届けしております。クリーンで安定した電力の供給をお約束いたします。
昭和シェル石油 株式会社	<b>0.368</b>	<b>90.4%</b>	東京都港区台場二丁目3番2号	● 電力事業部 販売課 ◇ TEL: 03-5531-5662 ◇ E-mail: power@showa-shell.co.jp
				事業者からお客様へのメッセージ ・弊社は、「原島パワーステーション」で発電した電力を販売しています。同発電所は、燃料を天然ガスとし、省エネルギー性に優れた効率58%のガスタービンコンバインドサイクルの活用により、CO <sub>2</sub> 排出係数が少ない安定した電力供給を実現しています。大型の自社発電所により、事業者の皆様へは環境価値が高く、安定した電力をお届けすることができます。
プレミアム グリーンパワー 株式会社	<b>0.023</b>	<b>59.0%</b>	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	● 出光グリーンパワー販売部(業務委託先) ◇ TEL: 03-3213-9395 ◇ E-mail: idemitsu-pps@idemitsu.com
				事業者からお客様へのメッセージ ・当社は風力・バイオマス・太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用することでCO <sub>2</sub> 排出量が極めて少ない電力供給を実現しています(再生可能エネルギーの調達にはFIT制度を利用しています)。ご関心のあるお客様は問合せ先までご連絡下さい。

<sup>9</sup> 東京都環境局. "東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン." 2015, p.69, [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/guideline\\_tokutei\\_haishutsusantei\\_150401.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/guideline_tokutei_haishutsusantei_150401.pdf) (アクセス日: 2015年7月16日)をもとに当社作成。

<sup>10</sup> 東京都環境局. "低炭素電力 認定電気事業者一覧." <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/DATA/20p1s700.pdf> (アクセス日 2015年5月15日)

また、削減量算定の算定式は、以下の通りである（表 6）。低炭素とは逆に、CO<sub>2</sub> 排出係数が 0.7[t-CO<sub>2</sub>/千 kWh]以上の電気供給事業者は「高炭素電力に該当する電気供給事業者」と見なされ、表 6 の算定式により排出量を修正し、温室効果ガス排出量を算定することとなる。高炭素電力に該当する電気供給事業者は、低炭素電力供給事業者と同様に、東京都環境局のウェブサイトにて公表されるものであるが、2015 年 4 月 1 日現在、高炭素電力電気供給事業者は存在しない。

表 6 低炭素電力および高炭素電力による算定式<sup>11</sup>

【算定式】

低炭素電力削減量	算定年度の受入電力量 × $\left[ \text{電気の排出係数}^{*1} - \frac{\text{電気供給事業者の排出係数（2年度前）}^2}{\text{電気の排出係数}^{*1}} \right] \times \frac{0.5}{\text{電気の排出係数}^{*1}}$
計画期間の年度排出量 <sup>*2</sup>	「燃料等の CO <sub>2</sub> 排出量」 - 「低炭素電力削減量」
高炭素電力排出量	算定年度の受入電力量 × $\left[ \frac{\text{電気供給事業者の排出係数（2年度前）}}{\text{電気の排出係数}^{*1}} - \text{電気の排出係数}^{*1} \right]$
計画期間の年度排出量 <sup>*2</sup>	「燃料等の CO <sub>2</sub> 排出量」 + 「高炭素電力排出量」

※1 電気の排出係数は第 5 章 1（3）アに準ずる。  
 ※2 基準排出量については、低炭素電力による削減量を減じたり、高炭素電力による排出量を増じたりはしない。

### 3.2. 低炭素熱の選択

電気と同様、使用熱からも、排出係数を用いて温室効果ガス排出量を算出するが、第 2 計画期間より（他人（熱供給事業者や熱供給事業者以外の事業者）から供給された）熱（蒸気、温水および冷水）の排出係数が以下のように変更となった（表 7）。

表 7 他人から供給された熱の排出係数<sup>12</sup>

第 1 計画期間	第 2 計画期間
0.052[t-CO <sub>2</sub> /GJ]	0.060[t-CO <sub>2</sub> /GJ]

低炭素電力と同様、基本的には、第 2 計画期間は、表 7 の排出係数を用いて温室効果ガス排出量を算出する。しかし、熱供給事業者により、単位当たりの供給熱に係る温室効果ガス排出量が異なるため、排出係数は熱供給事業者ごとに異なるものである。このことを受け、第 2 計画期間では、東京都環境局が公表している「低炭素熱認定熱供給事業者一覧」に掲載された熱供給事業者から供給された熱による温室効果ガス排出量は、一定の範囲で、「低炭素熱受け入れによる削減量」を減じることが可能となった。2015 年 4 月 1 日現在、東京都環境局のウェブサイトにて公表されている低炭素熱認定熱供給事業者は以下の通りである（表 8）。

<sup>11</sup> 東京都環境局. ”東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン.”2015, p.69,p.83, [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/guideline\\_tokutei\\_haishutsusantei\\_150401.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/guideline_tokutei_haishutsusantei_150401.pdf) (アクセス日: 2015 年 7 月 16 日) をもとに当社作成。 ※1 の電気の排出係数は 0.489[t-CO<sub>2</sub>/千 kWh] (表 4 に示した係数である。)

<sup>12</sup> 同上。

表 8 低炭素熱 認定熱供給事業者（区域）一覧（登録順）<sup>13</sup>

供給区域	事業者名	排出係数 [t-CO <sub>2</sub> /GJ]
丸の内二丁目	丸の内熱供給株式会社	0.051
大手町	丸の内熱供給株式会社	0.058
東池袋	池袋地域冷暖房株式会社	0.053
品川八潮	東京熱供給株式会社	0.018
西新宿六丁目	新都市熱供給株式会社	0.056
銀座二・三丁目	東京都市サービス株式会社	0.040
丸の内一丁目	丸の内熱供給株式会社	0.051
西池袋	西池袋熱供給株式会社	0.051
新川	東京都市サービス株式会社	0.039
神田駿河台	東京都市サービス株式会社	0.053
芝浦四丁目	東京都市サービス株式会社	0.053
銀座五・六丁目	東京都市サービス株式会社	0.053
箱崎	東京都市サービス株式会社	0.050
東品川二丁目	天王洲エリアサービス株式会社	0.055
府中日鋼町	東京都市サービス株式会社	0.037
明石町	株式会社エネルギーアドバンス	0.057
恵比寿	株式会社東京エネルギーサービス	0.052
京橋二丁目	東京都市サービス株式会社	0.040
後楽一丁目	東京下水道エネルギー株式会社	0.053
八王子旭町	東京都市サービス株式会社	0.055
臨海副都心	東京臨海熱供給会社	0.043
大崎一丁目	東京都市サービス株式会社	0.047
永田町二丁目	山王熱供給株式会社	0.057
晴海一丁目	東京都市サービス株式会社	0.043
新砂三丁目	東京下水道エネルギー株式会社	0.044

また、削減量算定の算定式は、以下の通りである（表 9）。

表 9 低炭素熱による算定式<sup>14</sup>

【算定式】	
低炭素熱削減量	$\text{算定年度の受入熱量} \times \left[ \text{熱の排出係数}^{*1} - \text{熱供給事業者の排出係数 (2年度前)} \right]^2 \times \frac{0.5}{\text{熱の排出係数}^{*1}}$
計画期間の年度排出量 <sup>**2</sup>	「燃料等の CO <sub>2</sub> 排出量」 - 「低炭素熱削減量」

※1 熱の排出係数は第 5 章 1 (3) -イに準ずる。

※2 基準排出量については、低炭素熱による削減量を減じない。

<sup>13</sup> 東京都環境局. “低炭素熱 認定熱供給事業者（区域）一覧.”

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/DATA/20p1s701.pdf>（アクセス日：2015 年 5 月 15 日）

<sup>14</sup> 東京都環境局. “東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン.” 2015, p.69, p.85, [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/guideline\\_tokutei\\_haishutsusantei\\_150401.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/guideline_tokutei_haishutsusantei_150401.pdf)（アクセス日：2015 年 7 月 16 日）をもとに当社作成。※1 低炭素熱の電気の排出係数は 0.060489[t-CO<sub>2</sub>/GJ]（表 7 に示した係数である。）

本制度の削減義務履行は、従来、高効率機器導入や不要照明の消灯等による運用対策等の自らの削減努力によるものと排出量取引による 2 つの方法があった。この第 2 計画期間より「低炭素電力・低炭素熱の選択」の仕組みが加わって、削減努力の方法が増えたことになる。今後は、低炭素電力・低炭素熱供給事業者の削減努力の選択肢が増加したことに伴って、温室効果ガスの削減が従来以上に促進されることが推察される。

## おわりに

東京都が 2010 年に開始した「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」は、2015 年 3 月末日をもって、第 1 計画期間が終了した。対象事業所は今後、2014 年度特定温室効果ガス排出量の登録検証機関による検証の後、東京都環境局の審査により、5 年間（2010～2014 年度）の特定温室効果ガス排出量が確定する。さらに、2015 年 4 月から 2016 年 9 月末までを整理期間とし、対象事業所は、事業所単位で削減義務履行を行うこととなる。

東京都環境局は、「東日本大震災以降の電力需給逼迫による節電・省エネ要請の他、照明の LED 化、高効率空調機の導入等の削減対策等により、2010～2013 年度までの 4 年間でのデータではあるが、第 1 計画期間の削減義務率（6%または 8%）の義務履行はほぼ達成の見込み<sup>15</sup>と公表した。また、2011 年度以降の対象事業所の温室効果ガス総排出量は、基準年度比で 22%～23%の削減となっており、第 2 計画期間の削減義務率（15%または 17%）の達成も見通し<sup>16</sup>がついているとしている。しかしながら他方で、東京都は気候変動対策として「2020 年までに 2000 年比 25%削減<sup>17</sup>」を温室効果ガス削減目標としている。

2015 年度は第 2 計画期間の初年度であり、また、今回紹介した新たな適用事項が存在するため、企業は制度の変更点を十分に理解することが望まれる。

## 参考文献

- 東京都環境局. “総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量ガイドライン.” 2015, [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/guideline\\_tokutei\\_haishutsusantei\\_150401.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/guideline_tokutei_haishutsusantei_150401.pdf) (アクセス日: 2015 年 7 月 16 日)
- 東京都環境局. “報道発表資料「キャップ&トレード制度 4 年度目の削減実績報告」.” 2015, <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/02/20p2j700.htm> (アクセス日: 2015 年 7 月 16 日)
- 東京都環境局. “報道発表資料「キャップ&トレード制度 CO<sub>2</sub>削減量に算定できる「低炭素電力」・「低炭素熱」の認定供給事業者が決定しました」.” 2015, <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1s700.htm> (アクセス日: 2015 年 7 月 16 日)
- 東京都環境局. “大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 (概要) 2014 年 6 月現在”
- 東京都環境局. “大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」関係資料 2014 年 5 月 31 日現在”

<sup>15</sup> 東京都環境局. “【キャップ&トレード制度 4 年度目の削減実績報告】「平成 25 年度、CO<sub>2</sub> 排出量▲23%削減を達成」.” 2015, p.3,

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/press20150219.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/press20150219.pdf) (アクセス日 2015 年 7 月 16 日)

<sup>16</sup> 東京都環境局. “【キャップ&トレード制度 4 年度目の削減実績報告】「平成 25 年度、CO<sub>2</sub> 排出量▲23%削減を達成」.” 2015, p.1,

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/attachement/press20150219.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/press20150219.pdf) (アクセス日 2015 年 7 月 16 日)

<sup>17</sup> 東京都環境局. “カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト.” 2009,

p.3, <https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/attachement/210708singikai-carbon.pdf> (アクセス日 2015 年 6 月 21 日)

## 執筆者紹介

橋本 幸夫 Yukio Hashimoto

CSR・環境事業部

上席コンサルタント

一級建築士、建築設備士

専門は不動産に関する省エネ・節電等の地球温暖化対策支援コンサルティング及び東京都キャップ&トレード制度における検証（特定ガス・基準量／都内外削減量／優良事業所基準適合）

## 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントについて

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社は、損保ジャパン日本興亜グループのリスクコンサルティング会社です。全社リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任（PL）、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。

詳しくは、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントのウェブサイト（<http://www.sjnk-rm.co.jp/>）をご覧ください。

## 本レポートに関するお問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

CSR・環境事業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL：03-3349-5973（直通）